

令和元年 5 月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和元年5月総会議事録

1 日 時 令和元年5月15日(水) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権4件・農地中間管理事業に係る利用権7件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (1件)

2 土地造成届出受理報告 (1件)

3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)(4件)

4 その他

・次回総会 6月14日(金) 午前9時30分から 市役所3階会議室

・現地調査 6月6日(木) 予定

4 出席委員(17人:議席順)

2番 林 一志 3番 大田 寛治 5番 大汐 光晴

6番 松田 晴久 7番 大田 裕美 8番 木村 正雄

9番 安村 清美 10番 大野 耕作 11番 末永 恵子

12番 藤川 久志 13番 中野千恵子 14番 藤田 保明

15番 山近 洋祐 16番 福光 達男 17番 野中 保志

18番 松田 昭洋(会長職務代理者) 19番 脇坂 泰行(会長)

5 欠席委員(2人)

1番 元永 博次 4番 尾崎 和生

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長	光井 修
事務局長補佐	梅本 武利
書 記	坂倉 幸三

8 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和元年5月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案3件、報告事項は、3件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。

引き続き、4月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和元年5月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員17名、欠席委員2名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

9番、安村清美委員、10番、大野耕作委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

すいません、大変ご迷惑をおかけいたしますが、説明の前に議案の訂正を一つお願いいたします。お気付きの委員の方もいらっしゃると思いますが、9ページの報告事項2の土地造成届出受理報告の備考欄に工期延長とありますが、この申請につきましては、新規の届出でありますので、正しくは工期となります。お手数をおかけしますが、訂正をよろしく願いいたします。

議案に入ります。1ページを御覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年5月15日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1。土地の所在、大字向津具下字笹尾、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,142㎡。ほか2筆、合計2,747㎡。

譲受人は、株式会社●●●。

譲渡人は、油谷向津具下▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転。理由としまして、譲受人が新規で養豚事業を始め、その飼料作物を栽培するため。譲渡人が、対象となっている農地は休耕中であるため、譲り渡すものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページを御覧ください。長門市役所油谷支所向津具出張所から北東へ約 2.6 km のところに位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、向津具、川尻地域においては、下限面積が 1,000 m²以上となっており、要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転で自ら耕作されるものであり、該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の5番、大汐委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

5 番

5番、大汐でございます。補足説明をさせていただきます。

当現地につきましては、令和元年5月8日に、脇坂会長さん、事務局の梅本さん、坂倉さん、そして私と現地を確認いたしました。

現地につきましては、今、説明がありましたように、休耕中ということで、多少の草は刈ってあり、保全管理等されたような状態でございました。

譲渡人の●●●さんは、当農業委員会の農業委員ということで、地域の中でも、いろんなところを担っていただいているところでございます。

また、譲受人の、株式会社●●●さんの代表の●●●さんは、油谷向津具

下地区の農業推進委員ということで、色々、農地に対して御協力いただいております。

この権利の移転につきましては、譲渡人と譲受人の双方でお話し合いを行い、譲渡人の●●さんが、それに応じたということでございます。

場所につきましては、位置図に示しておりますように、作業道ですが、大きな道になりますが、これは県道でございます。県道からこの申請地に入る道は山林の中を通るようになりますが、それが1本と、それに隣接します市営の牧場から入る道もあります。よって管理するにも支障はないかと考えております。

また、株式会社●●●さんの●●さんにつきましても、農地の保全に関して色々お考えを持たれておられますので、なんら支障はないかと考えております。皆様の慎重審議の程を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

10番

はい、1つだけいいですか。

議 長

はい、どうぞ。

10番

ちょっとお尋ねします。

株式会社●●●さんは、今回の譲受で 2,747 m²を取得されるわけですが、これを作るにあたっての農機具の所有状況等が分かれば、お知らせ願えたらと思います。別に反対などではございません。

事務局長
補佐

保有状況の方は、トラクター1台、耕うん機3台、管理機1台、草刈り機3台、トラック1台を所有されておられます。

10番

はい、わかりました。ありがとうございました。

議 長

他に、質問、御意見はございませんか。

8 番

はい。

議 長

どうぞ。

8 番 豚舎は、この申請地の中に作られる予定ですか。それとも別の場所に作られるのでしょうか。それだけお願いします。

5 番 その件につきましては、●●さんとお話をさせていただいております。今、予定ではそこに養豚場を建てるという確定したお話は聞いておりません。今、聞いているのは、飼料作物を栽培するということで、事業を進めるというところで、飼料作物につきましては、豚自体は雑食で、牛の牧草と同種類、しいて言えば、イタリアン、トウモロコシ等の栽培を計画されるということを聞いております。

議 長 よろしいでしょうか。

8 番 はい。

議 長 他に、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 2ページを御覧ください。

補佐 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年5月15日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1。土地の所在ですが、大字東深川字芽張、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は285㎡。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、西深川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、広島県東区温品▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅。理由としまして、譲受人が、申請地周辺は宅地化が進行しており、施設や環境面において安心できることから申請地

を選定した。譲渡人は、現在、広島に居住しているため耕作が困難であり、耕作をしていない状態であったことから、売買に応じることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び4 ページを御覧ください。長門市役所から南へ約 1.1 km に位置する農地です。

また、5 ページには公図、6 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での未線引都市計画区域にある農地で、第 1 種低層住居専用地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路側溝に放流し、汚水については公共下水道に接続するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

この地域は、私の担当でございますので、簡単に補足いたします。

今月 8 日に、事務局と深水推進委員とで現地調査を行いました。

本件農地は、行政区江良の中程の市道に面する農地です。一昨年から耕作はされず、保全管理状態となっております。

都市計画の用途指定は、事務局から説明のあった通り、第 1 種低層住宅専用区域です。

平成 30 年 8 月に転用許可した農地の左側に農道として隣接する、12 月に転用許可した通路の東側に隣接する農地でございます。

特に、周辺に日照等の影響を与えることはないようでございますし、図面に申請地とありますところを見ていただいたら、所有者は●●●●さんの子供さんのようございまして、住所にある県外に出ておられます。

したがって、現地で農業をされるどなたかが、保全管理をしておられたような状態でございます。

市道には上下水道が通っており、雨水については既設の道路側溝に流すということで、別段支障はないと考えております。

私の補足説明は、以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長

3 ページを御覧ください。

補佐

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があつたので、審議決定を求める。

令和元年 5 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

5 月 31 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 3 筆の 3,522 m²。日置地区が、1 件 2 筆の 6,546 m²。油谷地区が、2 件 7 筆の 15,575 m²。計が、4 件 12 筆の 25,643 m²。

使用貸借はありませんので、合計も、長門地区が、1 件 3 筆の 3,522 m²。日置地区が、1 件 2 筆の 6,546 m²。油谷地区が、2 件 7 筆の 15,575 m²。全体で、4 件 12 筆の 25,643 m²の設定面積となります。詳細につきましては、4 ページを御覧ください。

次に、5 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、2 件 9 筆の 7,932 m²。日置地区が、2 件 8 筆

の 16,480 m²。計が、4 件 17 筆の 24,412 m²。

使用貸借が、三隅地区が、1 件 1 筆の 2,225 m²。長門地区が、2 件 2 筆の 1,994 m²。計が、3 件 3 筆の 4,219 m²。

合計しますと、三隅地区が、1 件 1 筆の 2,225 m²。長門地区が、4 件 11 筆の 9,926 m²。日置地区が、2 件 8 筆の 16,480 m²。全体で、7 件 20 筆の 28,631 m²の設定面積となります。詳細につきましては、6 ページ、7 ページを御覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林課一市一農場推進室栗畑主査からお願いいたします。

農林課
一市一農場
推進室主査

一市一農場推進室の栗畑です。

今回は特に、補足説明はありません。御承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、御意見はございませんか。

8 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

8 番

8 番、木村です。

4 ページの 4 番の狩宿の●●さんは、自作地、小作地が 0 ですが、今までも、農業をやっておられると思うのですが、農地の所有状況等は分かりますか。

農林課
一市一農場
推進室主査

今、手元に資料はないのですが、狩宿の法人に預けられるまで、水稻の方を耕作されていまし、お兄さんに土地の名義がありまして、今回、この●●さんと●●さんが契約されたことにより、水稻を耕作するという

ふうには聞いております。

すいません、資料がありませんで、申し訳ございません。

8 番

はい、わかりました。

議 長

他に、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。順次、お願いいたします。

事務局長

8 ページを御覧ください。

報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。

令和元年 5 月 8 日に会長、大野委員、下瀬推進委員と事務局とで現地を確認し、5 月 10 日付で非農地として証明をしております。

以上でございます。

議 長

報告事項 1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2、お願いします。

事務局長

9 ページを御覧ください。

報告事項 2、土地造成届出受理報告でございます。

平成 31 年 4 月 10 日に受理通知をしております。

以上でございます。

議 長

報告事項 2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長	報告事項 3、お願いします。
事務局長	10 ページを御覧ください。 報告事項 3、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。 平成 31 年 3 月 1 日に合意解約をしております。 ほか 3 件の合意解約です。 以上でございます。
議 長	報告事項 3、よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	以上で、報告事項を終わります。 続きまして、その他、連絡事項などがありましたらお願いします。
事務局長	その他でございます。まず 1 点目でございますが、4 月の定例総会において、元永委員さんより御依頼のありました、太陽光発電事業に伴う売買価格等について、平成 29 年度以降を取りまとめたものを、参考資料としてお配りしておりますので、御参考にしていただけたらと思います。 それから、2 点目でございます。 6 月の定例総会ですが、6 月 14 日、金曜日、午前 9 時 30 分から、この会場で開催をいたします。 なお、現地調査につきましては 6 月 6 日、木曜日を予定しておりますので、該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。
議 長	以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。 委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。 お疲れ様でございました。
	終了時間 午前 10 時 24 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年 5 月 15 日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

安 村 清 美



議事録署名委員

大 野 耕 作

